

設問番号	(1)
解答又は 解答例	以下の 3 点のそれぞれについて、理解しているか。 一つ目に、株券発行会社の株式譲渡方法として以下の点を理解していること。 ● 当事者間の効力発生に株券の移転が必要なこと（128条2項） ● 会社に対抗するための要件として株主名簿の名義書換が必要なこと。 （130条1項、2項、133条2項、会社法施行規則22条2項1号） ● 第三者対抗要件としては株券の所持が求められると解されていること 二つ目に非株券発行会社のうち、振替株式発行会社以外の会社の株式譲渡方法として以下の点を理解していること。 ● 当事者間の効力発生は、合意のみで可能であること ● 会社及び第三者に株主の地位を対抗するためには株主名簿の名義書換が必要なこと（130条1項、133条2項）。 三つ目に非株券発行会社のうち、振替株式発行会社の株式譲渡方法として以下の点を理解していること ● 当事者間の効力発生は、口座の記録の増減によること ● 株式譲渡を会社に対抗するためには、総株主通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」とする151条1項各号に該当する場合）による株主名簿の名義書き換え（振替法152条）、または個別株主通知（少数株主権の行使等の場合、振替法154条）が必要であること ● 口座の記録によって、第三者にも株式保有を対抗できること
出題の意図	大学院で法律学を研究する者に求められる商法の基礎知識の一つである株式譲渡手続きを問うものである。 会社法上、株式譲渡の手続きは以下の観点で説明する必要がある、本問はその説明を求めるものである。 まず、株券発行会社と振替株式を発行していない非株券発行会社、振替株式を発行している非株券発行会社で異なるため、それぞれについて説明を求めている。 また、株式譲渡は、譲渡人と譲受人の間でなされるが、その譲渡は会社への影響が及ぶこと、また、第三者に権利主張する必要がある場面があることから、当事者間の手続きに加えて、会社および第三者への対抗要件についても具備する必要がある。この当事者間の手続き、会社および第三者への対抗要件の具備のそれぞれについて説明を求めている。

設問番号	(2)
解答又は 解答例	①について、以下の点から非取締役会設置会社と取締役会設置会社の設置会社の権限の違いを理解しているか。 ● 非取締役会設置会社の株主総会の権限が、その会社に関する一切の事項におよ

	ぶ（295 条 1 項）こと、取締役会設置会社の株主総会の権限は、会社法及び定款で定められた事項に限られる（295 条 2 項）ことを理解しているか。 ● これらの株主総会の権限の違いを、株主間の関係、株主と経営者の関係、株主の経営への関心などから合理的に説明することができているか。 ➢ 例えば、非取締役会設置会社の株主総会の権限が広い理由として、非取締役会設置会社は非公開会社のみに限られることから、株主間、株主と経営者の関係が緊密であることが多く、取締役会を設置しないという選択から、株主は経営に関与する意思があると考えられることなどを挙げることが考えられる。 ②について、株主総会決議取消の訴え（831 条）における決議取消事由の理解を以下の点から確認する設問である。 ● 831 条 1 項各号に該当する瑕疵の例を示すことができるか。 瑕疵の例として、招集通知の発出が 299 条 1 項に定められる期限に遅れた場合や説明義務に違反する場合（いずれも 831 条 1 項 1 号）等が挙げられる。 ● 挙げた例に対して、適切に 831 条 1 項の決議取消事由を当てはめることができるか。1 号を当てはめる際には、招集手続き・決議方法のいずれの瑕疵なのか、法令違反・定款違反・著しい不公正のいずれに該当するのかを明示することが望ましい。 なお、招集手続き・決議方法の法令・定款違反に該当する場合は、裁量棄却（831 条 2 項）に触れて、その該当性を検討することも必要となる。
出題の意図	大学院で法律学を研究する者に求められる商法の基礎知識の一つである株主総会に難する設問である。 設問では、非取締役会設置会社における株主総会が「万能の機関」ともよばれる権限を持つことに対して、取締役会設置会社の株主総会の権限が限定されていることについて、その権限の違いと理由を説明することを求める。 また、株主総会に関して置かれる諸手続規定等に違反があった場合、不利益を受けた者への主な救済手段は、決議の瑕疵に関する訴訟等を通して決議の効果を否定するというものである。本問では、その中でも決議取消訴訟に関する理解を測るため、決議取消事由とその当てはめの論述を求めている。

設問番号	(3)
解答又は解答例	①は、経営判断を失敗した取締役が会社に対する責任を負う場面について以下の点の理解を問う問題である。 ● 根拠条文として以下の点を示すことができるか。 ➢ 任務懈怠の場合責任を負うことについて 423 条 1 項を示しているか。 ➢ 取締役は会社と委任関係にあることについて 330 条を、この委任関係を基に取締役が会社に対して善管注意義務を負うことについて、民法 644

	条を示しているか。加えて、この善管注意義務に違反した場合は、任務懈怠となることを示しているか。 ● 経営判断の失敗が善管注意義務義務に違反するか否かの基準として、いわゆる「経営判断原則」があること、そして、経営判断原則の内容を正確に示しているか。 ②は、取締役の監視義務、内部統制システム構築義務に違反した取締役が会社に対して責任を負う場面について、以下の点の理解を問う問題である。 ● 取締役は、他の取締役などによる業務執行を監視する義務（監視義務）を負うこと、および、次に示す監視義務違反となった場合に任務懈怠となり会社に対して責任を負うことを示しているか。 ➢ 善管注意義務を尽くした監視を行わず監視義務違反となる場合 ➢ 不正な行為の疑いを認識した場合に調査を行わず、また、不正な行為を認識した場合に是正措置を取らず監視義務違反となる場合 ● 監視義務を果たして不正な行為やその疑いを認識できたか否かにかかわらず、一定の会社の取締役に内部統制システム構築義務が課され、その違反がある場合に任務懈怠となり会社に責任を負うことを示しているか。加えて、内部統制システム構築義務に関して、以下の点を示しているか。 ➢ 個々の従業員の行為を取締役が監視することが現実的ではない規模の会社の場合、取締役は内部統制システム構築義務を負うこと。 ➢ どの程度の内部統制が求められるかについては取締役に一定の裁量が認められること
出題の意図	大学院で法律学を研究する者に求められる商法の基礎知識の一つである取締役制度について、特に取締役に適切な職務執行を求める上で、法律上重要な仕組みといえる取締役の会社に対する責任について理解を測る設問である。 取締役の会社に対する責任は、取締役が自ら行った行為により会社に損害が発生した場合、他の取締役が行った行為により会社に損害が発生した場合のどちらの場合でも生じうる。本問では、取締役自らの行為により会社に損害が発生する場合について、取締役の経営判断が失敗して会社に損害が発生した場面を、また、他の取締役が行った行為により会社に損害が発生した場合について、監視義務・内部統制システム構築義務に違反した場合についてその理解を示すことを求めている。